

顧問・相談役 各位

愛媛県工組との「災害時における支援協力に関する協定」

調印式のご案内

拝啓 残暑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より支部事業運営につきまして、格別のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて先般より進めている千代田支部の災害時の取り組みの一環として、来る9月18日に愛媛県印刷工業組合と当支部の間で標記の調印式を行うこととなりました。協定の内容詳細は別紙に添付した通りですが、目的はこの協定締結後双方が災害等有事に際して、最大限協力していくことはもとより、日常的に交流を深めていこうというものです。当日は愛媛県印刷工組より5名の出席が予定されており、千代田支部は現執行部およびご都合のつく顧問・相談役の皆様にて対応することと考えています。

何かとご多忙の事と存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席のご検討を賜りますようお願いいたします。

敬具

平成26年8月吉日

東京都印刷工業組合千代田支部
支部長 金子 雅明

記

- 日 時： 平成26年9月18日(木)11時30分～
会場：千代田印刷会館2階 会議室
調印式終了後 KKR ホテル 12F 日本料理“たけはし”に移動し、昼食会(予定)
(千代田区大手町1-4-1 KKR HOTEL TOKYO 12階)
- 愛媛県印刷工組 出席者：西原理事長
桑波田副理事長
佐川監事
中矢事務局長
権名津理事

- 会 費： 無料(支部負担)

*準備の都合上、出欠のご返事は下の出欠票にて千代田支部宛て9月5日までにEメール(info@chiyoda-p.com)またはFAX(03-3295-0550)でお回報の程お願い申し上げます。

ご出席 ご欠席
(どちらか一方に○印をお付け下さい)

社 名 _____

お名前 _____

災害時における支援協力に関する協定

愛媛県印刷工業組合（以下「甲」という。）と東京都印刷工業組合千代田支部（以下「乙」という。）は、甲と乙の管轄内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における相互の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、原則として災害時において、甲または乙からの協力要請に基づき、甲と乙が相互に協力することにより、甲乙組合員の業務を迅速かつ円滑に遂行できるようにするため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲または乙が災害対策本部を設置し甲または乙に書面により要請を行ったときをもって発動する。ただし、書面により難しい場合は、口頭での要請でも発動するものとし、事後速やかに書面にて通知する。

（協力範囲）

第3条 甲と乙は、前条による一方からの協力要請に基づき、甲と乙の持つ組織力や所属する組合員が持つ専門技能並びにネットワーク、各種関係団体とのつながり等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

(1) 印刷物作成するために必要な甲と乙双方組合員の設備、技術等の情報提供と組合員紹介の窓口

(2) 管内で発生した災害に関する情報収集及び双方の情報交換

(3) その他、甲乙協議により定めた活動

2. 甲と乙の組合員は、甲と乙の紹介により、組合員自身の責任と費用負担にて個別契約を締結し、印刷物作成の協力を実行するものとする。

3. 前項の場合において、甲及び乙は、甲と乙の組合員を紹介するのみであって、万一個別契約に関して組合員間で紛争が発生したとしても、甲及び乙は個別契約に関しては一切の責任を負わない。

（情報交換）

第4条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の普及および啓発）

第5条 甲と乙は、災害発生時の活動を円滑に行うため、平常時から甲乙の組合員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

平成**年**月**日

甲 愛媛県松山市大手町 2-7-5
愛媛県印刷工業組合
理事長 西原 透

乙 東京都千代田区神田錦町 3-2
東京都印刷工業組合千代田支部
支部長 金子 雅明